

石綿含有建材に関する事前調査を行うための調査者資格の取得を必要とする石綿障害予防規則の施行まで3か月余りとなりました。山口建設安全教育センターでは、山口県内で数少ない教習機関として今後も施行までの間、受講者の方の便宜を図りながら毎月当該講習の開催を行います。

また、解体、改修作業時に必要となる石綿作業主任者技能講習の開催について、多くのご要望をいただきましたが、その登録手続きを6月2日付けで行い、所要の審査を経て登録が完了次第、8月から開催する予定で準備をしています。石綿含有建材調査者講習・石綿作業主任者技能講習・石綿取扱い作業特別教育の3講習を対面で一貫して行う県内唯一の講習機関として、皆様のご要望に応じてまいります。

石綿作業主任者技能講習については、登録決定次第、直ちにご案内します。今しばらくお待ちください。

令和5年6月開催予定講習

講習名	日時	会場	受講料・テキスト代(消費税込み)
一般建築物 石綿含有建材調査者講習 (山口労働局登録第2号)	6月26・27日(月・火) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50 (修了試験を含む)	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
熱中症予防指導者研修	6月29日(木) 9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-22	受講料 5,000円 テキスト代 1,793円

令和5年7月・8月・9月開催予定講習 (特定の団体からの依頼による臨時開催は掲載していません。)

講習名	日時	会場	受講料・テキスト代(消費税込み)
New 一般建築物 石綿含有建材調査者講習	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~17:00	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
一般建築物 石綿含有建材調査者講習	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町 1-14-51	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
New 一般建築物 石綿含有建材調査者講習	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円
New 石綿作業主任者技能講習 (登録申請中)	8月1・2日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~17:00	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
石綿取扱い作業特別教育 (助成金対象)	7月20日(木) 9:30~15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	受講料 7,000円 テキスト代 979円
足場の組立て等作業特別教育 (助成金対象)	7月21日(金) (予定) 9:00~16:20	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉 5-5-22	受講料 7,000円 テキスト代 946円

※ 特別教育については最少開催受講者数に満たない場合、延期する場合があります。

ご存じですか？ 足場に係る労働安全衛生規則が改正されました

建設業における重大災害の多くを占める墜落・転落災害を分析すると、①対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分なこと、②足場での作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例があること、③一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がないこと、④足場の組立・解体中の墜落災害で、手すり等がなく、墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められたことなどの課題があがり、更なる減少を図るため、本年3月改正がなされました。

● 足場に係る労働安全衛生規則改正内容

1 一側足場の使用範囲を明確化

狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないが、本足場の設置に十分な幅がある場所（幅 1m 以上）においては、本足場の設置を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他足場を使用する場所の状況により本足場を使用することがこんなときは、この限りではない

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1 については令和 6 年 4 月 1 日、2 及び 3 については令和 5 年 10 月 1 日

令和 5 年度（R5. 4～R6. 3）は下記講習会を予定しております。

講 習 名	受講料(消費税込み)	送料代(消費税込み)	開催予定（月）
一般建築物石綿含有建材調査者講習	全科目受講 35,000 円 石綿作業主任者所持 32,000 円	5, 1 8 1 円	6・7・8・9 10・12・R6. 2
石綿作業主任者技能講習（助成金対象）	12, 0 0 0 円	2, 0 1 3 円	登録申請中（8・9）
石綿取扱い作業特別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	9 7 9 円	7・9・11・R3. 3
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（助成金対象）	9, 0 0 0 円	9 4 6 円	7・8・9・10・11・12・R6. 2・3
足場の組立て等作業特別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	9 4 6 円	毎月開催
酸欠・硫化水素危険作業特別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	1, 2 1 0 円	6・8
特定粉じん作業特別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	9 0 2 円	12・R6. 1
巻上げ機の運転業務別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	1, 2 1 0 円	10・R1. 1
自由研削砥石取扱い作業特別教育（助成金対象）	7, 0 0 0 円	9 1 3 円	7・11
丸のこ取扱い作業安全教育	7, 0 0 0 円	1, 2 1 0 円	6
熱中症予防指導者・管理者研修	5, 0 0 0 円	1, 7 9 3 円	6
職長・安全衛生責任者教育	12, 0 0 0 円	2, 3 7 6 円	9・12・R6. 3

石綿含有建材調査者講習はお済ですか？ 今なら間に合います！

解体・改修・各種設備工事の施工に際しては、事前に建築物の建材について石綿の含有の有無に関する調査を行い、労働基準監督署と山口県に対しその結果を報告する必要があります。令和 5 年 10 月 1 日からは、「建築物石綿含有建材調査者講習」を修了した方がその調査を行うことが義務化されます。施行間際になると受講希望者が殺到しますので、未取得の方はお早めに計画的に受講してください。

解体やリフォーム作業を行うためには、事前に建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者による事前調査を行い、その結果を労働基準監督署に報告することが必要ですが、ほかに、

① 作業に携わる作業員全員に対して石綿作業特別教育を行わなければなりません

② 作業員を指揮監督する石綿作業主任者を技能講習を修了した者から選任しなければなりません

※ 当センターでは、他の講習機関と比べ、低定額の石綿含有建材調査者講習受講料を設定し、負担を軽減して開催します